

様式第一号

法人名 社会医療法人 明和会
所在地 秋田市南通みその町3番15号

医療法人番号

貸借対照表
(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	4,828,295	I 流 動 負 債	2,968,004
現金及び預金	2,142,474	買掛金	743,530
事業未収金	2,484,876	短期借入金	824,000
たな卸資産	242,272	未払金	380,551
前払費用	19,990	未払費用	2,851
その他の流動資産	7,682	未払法人税等	141
貸倒引当金	△ 69,000	未払消費税等	4,909
II 固 定 資 産	8,514,124	1年以内返済長期借入金	434,156
1 有 形 固 定 資 産	7,905,519	1年以内返済リース債務	252,263
建物	3,570,119	預り金	58,382
構築物	33,722	賞与引当金	259,000
医療用器械備品	1,039,771	その他の流動負債	8,218
その他の器械備品	148,646	II 固 定 負 債	9,231,592
車両及び船舶	0	長期借入金	4,055,328
土地	3,097,858	退職給付引当金	4,472,449
建設仮勘定	15,400	役員退職慰労引当金	18,255
2 無 形 固 定 資 産	157,002	長期未払金	93,940
地上権	6,677	リース債務	591,619
ソフトウェア	150,001	負債合計	12,199,597
その他の無形固定資産	324	純資産の部	
3 その他の資産	451,602	科 目	金 額
長期貸付金	387,559	I 積 立 金	1,142,823
その他長期貸付金	387,559	圧縮積立金	354,862
役職員等長期貸付金	28,736	繰越利益積立金	787,960
その他の固定資産	41,306		
貸倒引当金	△ 6,000		
		純資産合計	1,142,823
資産合計	13,342,420	負債・純資産合計	13,342,420

様式第二号

法人名 社会医療法人 明和会
所在地 秋田市南通みその町3番15号

医療法人番号				
--------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		13,499,028
2 事業費用		
(1)事業費	13,997,985	
(2)本部費	395,461	14,393,447
本来業務事業損失		△ 894,418
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		443,453
2 事業費用		647,635
附帯業務事業損失		△ 204,182
事業損失		△ 1,098,601
II 事業外収益		
受取利息		636
III 事業外費用		
支払利息		107,066
経常損失		△ 1,205,030
IV 特別利益		
固定資産売却益		45
V 特別損失		
固定資産除却損	55	
その他の特別損失	195,436	195,492
税引前当期純損失		△ 1,400,478
法人税・住民税及び事業税		141
当期純損失		△ 1,400,619

様式第三号

法人名 社会医療法人 明和会
所在地 秋田市南通みその町3番15号

医療法人番号				
--------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	13,342,420 千円
2. 負 債 額	12,199,597 千円
3. 純 資 産 額	1,142,823 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,828,295
B 固 定 資 産	8,514,124
C 資 産 合 計 (A + B)	13,342,420
D 負 債 合 計	12,199,597
E 純 資 産 (C - D)	1,142,823

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))		
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))		

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

- ・たな卸資産 最終仕入原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産(リース資産を除く)

- ①平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物
 - ・定額法を採用しております。

- ②上記以外の有形固定資産
 - ・定率法を採用しております。

○無形固定資産(リース資産を除く)

- ・定額法を採用しております。

○リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

○貸倒引当金

- ・売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については法定繰入率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

○賞与引当金

- ・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度に帰属する額を計上しております。

○退職給付引当金

- ・職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。会計基準適用時差異は、15年の定額法により按分した額を費用処理しております。

○役員退職慰労引当金

- ・役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

①税込方式及び税抜方式の別

- ・税抜方式で処理しております。

②資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の方法

- ・発生年度の期間費用としております。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

①補助金の会計処理方法

○固定資産の取得に係るもの

・積立金経理により、圧縮記帳しております。

○運営費補助金

・補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上しております。

6 担保に供されている資産に関する事項

以下の資産は、短期借入金824,000千円、長期借入金4,000,784千円の担保に供しています。

建物	2,958,845千円
土地	1,832,763千円
計	4,791,608千円

7 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

①基本財産

(単位:千円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
中通総合病院 新築事業基金	31,097	0	0	31,097

②賃貸借処理をしたファイナンスリース取引

(単位:千円)

科目	リース料総額	未経過リース料
医療用器械備品	114,926	68,533
その他の器械備品	53,131	23,756
車両及び船舶	11,244	1,822
ソフトウェア	39,323	14,840
計	218,624	108,951

③退職給付に係る会計基準の適用時差異の未処理残高及び処理年数

・未処理残高

(単位:千円)

	前期末残高	当期費用処理額	当期末未処理残高
未処理残高	1,758,932	195,436	1,563,495

・処理年数 15年

④有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次の通りです。

(単位:千円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	12,360,810	8,790,690	3,570,119
構築物	319,798	286,075	33,722
医療用器械備品	1,609,832	1,126,547	483,285
その他の器械備品	555,851	505,627	50,224
車両及び船舶	11,673	11,673	0
合計	14,857,964	10,720,612	4,137,350

⑤リース資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

リース資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次の通りです。

(単位:千円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
医療用器械備品	1,317,174	760,687	556,486
その他の器械備品	280,469	182,047	98,422
車両及び船舶	22,428	22,428	0
合計	1,620,071	965,162	654,908

⑥補助金の内訳、交付者、貸借対照表への影響額

(単位:千円)

内訳	交付者	補助金額	貸借対照表への影響額 未収金計上分
医療施設等災害復旧補助金	秋田県	69,464	
救急医療対策運営費補助金	秋田県	23,238	23,238
がん診療施設設備整備事業費補助金	秋田県	21,600	21,600
新興感染症対応強化事業費補助金	秋田県	18,228	
病児保育事業費補助金	秋田市	12,485	12,485
救急医療支援事業費補助金	秋田市	11,619	11,619
臨床研修費等補助金	秋田県	11,088	
病院群輪番制病院運営費補助金	大仙市	8,355	4,206
がん診療機能等強化事業補助金	秋田県	7,931	7,931
介護施設等設備災害復旧費補助金	秋田市	3,360	
病院内保育所運営補助金	秋田県	2,792	2,792
若手医師研修病院支援事業費補助金	秋田県	2,400	2,400
医療施設食事療養費支援金	秋田県	2,316	
医療提供体制設備整備交付金	医療情報支援基金	1,998	
電力等価格高騰対策支援事業費補助金	秋田県	1,122	
その他		5,129	1,427
合計		203,125	87,698

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 明 和 会
理事長 小 林 仁 殿

私は、社会医療法人明和会の令和 6 会計年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 5 月 9 日

社会医療法人 明和会

監事

川口雅夫 

監事

高橋 真一 

独立監査人の監査報告書

令和7年5月16日

社会医療法人 明和会
理事会 御中

中田公認会計士事務所
東京都渋谷区

公認会計士

中田ちす子 

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人明和会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第67期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。その他の記載内容は、この監査報告書の日付より後に私に提供されることが予定されている。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じ

させるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

様式1

事業報告書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人 明和会
- ① ☐財団 ☒社団 (☒出資持分なし ☐出資持分あり)
- ② ☒社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人
☐その他
- ③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。
(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 秋田県秋田市南通みその町3番15号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和33年4月28日

- (4) 設立登記年月日 昭和33年5月13日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
会 長 ・ 評 議 員	佐 藤 知	
理 事 長 ・ 評 議 員	小 林 仁	
専 務 理 事 ・ 評 議 員	挽 野 仁	
常 務 理 事 ・ 評 議 員	奥 山 慎	中通総合病院管理者
同	千 葉 司	
理 事 ・ 評 議 員	大 内 真 吾	
同	小 貫 渉	中通リハビリテーション病院管理者
同	菊 池 友 幸	港北中通診療所管理者
同	小松田 精	
同	斉 藤 比登志	大曲中通歯科診療所管理者
同	佐 藤 幸 美	大曲中通病院管理者
同	菅 原 厚	ふき健診クリニック管理者
同	千 馬 誠 悦	
同	田 中 雄 一	

同	戸 田 昌 宏	
同	中 島 友 宏	
同	原 田 久美子	中通歯科診療所管理者
同	宮 形 滋	中通健康クリニック管理者
監 事	川 口 雅 丈	
同	高 橋 真 一	
評 議 員	穂 積 志	秋田市長
同	小 泉 ひろみ	秋田県医師会会長
同	湊 元 志	秋田市医師会会長
同	三 浦 俊 一	大曲仙北医師会会長
同	三 浦 廣 巳	秋田県社会福祉協議会会長・秋田県共同募金会会長
同	黒 崎 義 雄	秋田市社会福祉協議会会長
同	三 浦 喜美子	秋田市民生児童委員協議会会長
同	佐 藤 力	大仙市社会福祉協議会会長
同	石 田 常 盤	大仙市民生児童委員協議会会長
同	辻 良 之	秋田商工会議所会頭
同	齋 藤 靖	大曲商工会議所会頭
同	新 谷 明 弘	秋田銀行取締役会長
同	伊 藤 新	北都銀行代表取締役頭取
同	渡 邊 綱 平	秋田中央交通株式会社代表取締役社長
同	寺 崎 芳 典	東北電力株式会社執行役員秋田支店長
同	三 戸 俊 信	秋田市南通商店街振興組合理事長
同	進 藤 政 弘	秋田市民市場理事長
同	木 山 二 郎	秋田市中通中央地区町内会連合会会長
同	近 藤 鍊太郎	大仙市大曲上栄町町内会会長
同	赤 坂 薫	弁護士
同	藤 澤 孝 則	税理士

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考覧に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であるこ

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	中通総合病院	秋田県秋田市南通みその町3番15号	一般病床450床
	中通リハビリテーション病院	秋田県秋田市中通六丁目1番58号	療養病床220床 〔医療保険220床〕
	大曲中通病院	秋田県大仙市大曲上栄町6番4号	一般病床 60床 療養病床 46床 〔医療保険46床〕
診療所	港北中通診療所	秋田県秋田市土崎港北六丁目1番5号	
	前郷中通診療所	秋田県秋田市豊岩豊巻字大日沢2番地	
	畑谷中通診療所	秋田県秋田市河辺畑谷字中村74番地2	
	神代中通診療所	秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田425番1号	
	小山中通診療所	秋田県秋田市豊岩小山字神田4番地	
	中通歯科診療所	秋田県秋田市中通六丁目1番58号	
	大曲中通歯科診療所	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	
	中通健康クリニック	秋田県秋田市南通みその町4番17号	
	ふき健診クリニック	秋田県秋田市仁井田潟中町2番41号	
介護老人 保健施設	-	-	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を〔 〕書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
中通高等看護学院	秋田県秋田市檜山登町3番18号	定款第5条（1）
中通訪問看護ステーション	秋田県秋田市中通五丁目9番22号	定款第5条（2）
大曲訪問看護ステーション	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	定款第5条（3）
南通ホームヘルプステーション	秋田県秋田市中通六丁目14番18号	定款第5条 （5）～（8）
割山ホームヘルプステーション	秋田県秋田市新屋勝平町3番21号	〃
港北ホームヘルプステーション	秋田県秋田市土崎港北六丁目1番5号	〃
手形ホームヘルプステーション	秋田県秋田市手形字十七流10番11号	〃
大曲ホームヘルプステーション	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	〃
仁井田ホームヘルプステーション	秋田県秋田市仁井田新田三丁目1番15号	〃
南通在宅介護支援センター	秋田県秋田市中通六丁目14番18号	定款第5条（4）
大曲訪問看護ステーション 介護支援センター	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	定款第5条（9）
中通ケアプランセンター	秋田県秋田市中通五丁目9番22号	〃

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）
なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和6年5月30日 令和5年度決算の承認
利益金の処分
監事の選任
令和6年8月29日 理事の選任
令和7年3月27日 令和7年度事業計画及び収支予算の決定
令和7年度中の借入金額の最高限度額の決定
定款の変更
社員の退社ならびに入社

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(9) その他

当該会計年度内に行われた工事

中通総合病院 地下二階水害復旧工事、外壁補修工事、空冷チラー整備 他

医療機器の購入又はリース契約

高精度放射線治療装置、遺伝子解析装置、多用途透析用監視装置 他リース契約

診療科の新設又は廃止

なし